

広島県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十八年一月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市三次線	庄原市高野町新市字町裏六七五番一地从先から 庄原市高野町南字沖二二番七地先まで	平成一八年一月一五日